

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年11月7日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「「H30.8.31日付け」の公開請求書に基づく国営附帯事業 コンサル成果書全部 農林保全〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年1月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「H28〇〇 国附 〇〇 実施設計1業務 報告書」を特定し、業務請負者の担当氏名を条例第8条第1号に該当するため非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年12月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類の中で、全部のページ数を出してない出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

〇〇総合県民局農林水産部<〇〇>（以下「農林水産部〇〇」という。）は、本件請求に係る対象公文書を審査請求人が公開を求めた公文書の件名通りの、本件書類であると特定した。

本件書類に記載している請負者の担当者氏名は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、あるべき書類の中で、全部のページ数を出してない出せ！」と主張しているが、農林水産部〇〇は今回の決定において、平成28年度から平成30年度における工事発注に必要な本件書類を、非公開情報を除き全てのページを公開している。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関は、H28年～H30年度における工事発注に必要な本件書類を、非公開情報を除き全てのページを公開していると弁明しているが、県の公文書の中で、勝手に非公開とした中に、国及び県、市が関与する県道及び市道等の使用許可（工事等の協議書、同意書、境界確定した）関係書類を出せ。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年12月28日	諮問
令和6年9月24日 第1部会（第15回）	審議
同年 10月29日 第1部会（第16回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

- (1) 実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、「H28〇〇 国附 〇〇 実施設計1業務 報告書」（以下「報告書」という。）のうち工事発注に必要なものと特定している。

これに対し、審査請求人は、あるべき書類の中で、全部のページ数を出していない、公文書の中に勝手に非公開とされたものがある旨主張しているため、公文書の特定について、以下検討する。

- (2) 公文書の特定について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、

実施機関から次のとおり説明があった。

ア 平成30年8月31日付けの公開請求では「工事発注に必要な」という限定があり、その後の本件請求でも「H30.8.31日付け」の公開請求書に基づく」との記載があることから、同公開請求書の備考についても、請求者の除外する意思が確認できない限り、当然に本件請求に引用されると考えている。

イ 「工事発注に必要な」とは、工事の発注者である県が予定価格を積算でき、応札しようとする建設業者が入札価格を積算できるということである。本件請求に係る工事では、図面が作成され、数量が計算されていれば、入札価格の積算は可能と思われるが、実施設計編を一まとまりで特定した。ただし、付属資料は、業務計画書、打合せ協議簿及び照査報告書から成っており、いずれも実施設計を作るために作成が必要な書類にすぎず、明らかに工事発注に必要なため、対象公文書として特定しなかった。

ウ 審査請求人の主張する県道・市道の使用許可関係書類については、県の職員が申請書を立案・作成し、道路管理者に提出して使用許可を受けており、許可の取得はコンサルの業務には含まれていないため、使用許可関係書類は報告書には含まれていない。

(3) (2)を前提にすれば、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき、適切に公文書の特定を行っており、「工事発注に必要な」という限定が付いていること、及び反論書において主張されている県道・市道等の使用許可の関係書類が含まれていないことについても、実施機関の行った公文書の特定は妥当なものと認められる。

(4) 本件処分の通知書（平成31年1月7日付け〇〇第25646号）によると、実施機関は、特定した公文書については、業務請負者の担当氏名を除き全て公開していることが認められるため、全部のページ数を出していない、あるいは、公文書の中に勝手に非公開とされたものがあるとの審査請求人の主張は採用することができない。

2 本件処分によって非公開とされた部分の非公開情報該当性について

本件処分は、公文書部分公開決定であり、特定された公文書には非公開とされた部分が存在するが、審査請求書及び反論書の記載によれば、この非公開とされた部分の非公開情報該当性について審査請求人は争っていないものと認められる。また、報告書を当審査会で見分したところ、報告書に係る業務に関わった請負者の担当者の氏名は条例第8条第1号の非公開情報に該当することは明らかであるから、実施機関がこれを非公開としたことについて、不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	